

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（55万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を55万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月10日

申立期間に支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録が確認できないので、申立期間の標準賞与額について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成20年12月10日に支給された賞与に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の記録から、申立人は、55万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間に係る賞与支払届を提出していないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで  
私の国民年金保険料については、申立期間当時私が専門学校の学生だったので、実家の父親が集金人に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20歳当時専門学校の学生であったため、実家の父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金により区長に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等調査によりA市で昭和60年4月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出し時点では、申立期間は過年度納付となり、申立人の父親は国民年金保険料を集金により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の父親から申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることもできない。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 28 日から同年 12 月 1 日まで

A社に在籍した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に在籍していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に在籍していたと申し立てているが、同社は既に解散しており、元事業主は申立人が申立期間に在籍していたかどうかは不明と回答している上、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の離職日は、平成 4 年 11 月 27 日と記録されていることから、申立人の申立期間における在籍状況を確認することができない。

また、申立期間当時、A社から社会保険事務を委託されていた社会保険労務士が保管する申立人に係る被保険者台帳からは、年金事務所が記録する厚生年金保険の資格喪失日と同日の資格喪失日の記載が確認できる。

さらに、申立人及びA社の元事業主は、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関係資料を保管しておらず、同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 22 日から 54 年 11 月 1 日まで  
昭和 52 年 12 月 22 日に A 社 B 課に配属され、61 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社は、申立期間について、申立人の勤務形態等雇用契約の内容は不明と回答しているところ、同社から提供があった申立人に係る賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、申立期間について、申立人に給与は支払われているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。